# （2）障害者差別解消法ハンドブックの改訂について

令和8年9月4日（金）　資料3

## 改訂の概要

- 現行のハンドブックは、障害者差別解消法の改正（令和３年５月）にあわせて作成しており、作成から4年が経過
- 令和６年４月の改正法施行後、民間事業者における「合理的配慮の提供」が義務化
- 法律の考え方基本事項がに整理され、説明資料としては有効だが、実務での活用を見据えると、説明中心でなく事例中心の構成とすることで、「読む資料」から「活用できる資料」への見直しが必要

## 改訂に向けた意見・調査結果

【委員アンケートの主な意見】

- 事例が少なく、場面がイメージしにくい
- 実際の対応方法が分かりにくい
- 法律用語や表現が分かりにくい　　等

【他区ハンドブックの特徴】

- 大田区
  「合理的配慮の提供」等について、場面ごとに掲載
- 杉並区
  「合理的配慮の提供」等について、事業者側の視点掲載
- 練馬区
  「環境の整備」が掲載されており、多角的な視点で事例掲載

## 改訂内容

- 「事例→法令説明」の流れが望ましい
- 分かりやすさを重視し、事業者が活用しやすい内容としたほうがよい
- 合理的配慮の提供について、「前例のない」「一律に認めない」ことを理由とした対応は適切でない旨を記載した方がよい　等

**これまでの内容を踏まえ、特に事業者が現場で活用できるよう、対応事例を充実させ、活用しやすいよう下記のとおり改訂する**

| 内容 | 現行 | 改訂後 |
|---|---|---|
| 構成 | 法令説明→事例<br>（順番に読まないと分かりづらい） | 事例→法令説明<br>（見れば理解できる構成） |
| ページ | 文章中心<br>（必要な情報を探しづらい） | イラスト中心<br>（探さず理解できる） |
| 内容 | 抽象的<br>（実際の対応がイメージしづらい） | 具体的な対応場面ごと<br>（飲食店、学校、金融機関等） |
| 活用場面 | 読むことにより、知識を得る | 読むことにより、知識を得る<br>現場でも活用できる |

- **本日いただいた意見も参考に改訂作業を進める**
- **作成した改訂素案について、委員に確認しつつ検討する**
- **令和9年2月の第2回協議会にて、令和9年4月から配布予定の改訂版を共有する**